

社会福祉法人 白川園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、また職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 業務省力化・効率化を図り、所定外労働の削減及び可能な業務については在宅ワーク（テレワーク）を推進する。

<取組内容>

- ・令和5年4月～
- 会議・委員会等の効率的な運営、ICT(情報通信技術)化の推進等、業務改善を実施する。
- システム等導入により可能な業務については在宅ワークを推進する。

目標2 有給休暇取得率の目標を50%以上とし、労働環境の改善と向上を図る。

<取組内容>

- ・令和5年4月～
- 部署ごとの取得状況を毎月の管理職会議等で定期的に報告・情報を共有し、効率的な有給休暇取得を行う。
- 業務の進捗状況を共有し、有給取得（1日）と併せ時間給においても効率的な取得を行う。

目標3 育児休暇取得後、スムーズな職場復帰を支援する。また、出生時育児休業の取得を推進する。

<取組内容>

- ・令和5年4月～
- 産前産後及び育児休業中の対象職員と定期的に面談を行い、施設業務の現況や変更事項等を直属の上司から説明するとともに対象者の相談に応じる等、復帰までのフォローを実施する。
- 出生時育児休業の周知を図る。

目標4 事業所内保育施設（企業主導型保育事業）の活用を推進する。

<取組内容>

- ・令和5年4月～
- 平成29年4月に介護老人福祉施設内に事業所内保育所を設置し、さらに利用しやすくするため、保育所のハード・ソフト面の環境を整備するとともに、保育所の存在を幅広く周知する。（定員12名（内、地域枠6名））

目標5 メンタルヘルスに関するサポート体制の充実化及びハラスメント対策。

<取組内容>

- ・令和5年4月～
- 産業医やスーパーバイザーの面談に加え、外部の臨床心理士等を実施する。
- ハラスメントにおける相談窓口の強化及び顧問弁護士、社労士との連携強化の実施。